

平成 29 年 10 月 10 日  
日本行政書士会連合会

## 電子委任状の普及の促進に関する法律に関する当連合会の意見

### 1 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項

本制度の普及促進等に関しては、企業の生産性の向上や行政運営の簡素化及び効率化、国民の利便性の向上に繋がることから、本会としても、これまで行政書士が幅広く行政手続に関与してきた経験値をもとに、国や地方公共団体への助言、提言を行うとともに、多くの個人・中小企業等クライアントへの普及促進を図っていくものである。

### 2 電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項

国や地方公共団体による、本制度の普及活動に関する広報、調査分析、利用促進のための施策推進、情報提供等に関しては、本会としても協力していくものである。

### 3 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項（特定電子委任状の要件）

受任者として、電子委任状を活用する立場から、以下 3 点について意見を述べる。

#### (1) 受任者の意思確認について

実務上、委任は案件ごとに受けるものであり、その都度契約相手方もしくは官公署から受任者の意思をいつでも確認でき、委任の解除等にも対応できるようにすべきである。電子委任状も法律上の委任契約であることに変わりはない。

なく、委任者と受任者の意思の合致がなければならないが、イメージ図では、委任者の意思は契約相手方から確認ができるが、受任者に受任の意思があるかは確認できないものとなっている。受任者が何らかの事情で委任（契約）を解除したい場合に、受任者側から解除する（できる）ことを明示すべきである。

## （２）「受任者ファイル作成方式」

行政書士の主たるクライアントである中小企業の代表者が、自ら電子委任状の登録をするというのは現実的でない。行政書士をはじめとする士業は、いわゆる「プロの受任者」であるため、委任者からの委託を受けた後、受任者において電子委任状の登録が可能になることは、普及促進において重要な役割を果たすはずである。

また、将来的に大規模災害における罹災証明の代理申請などについて電子化する場合でも、委任者は高齢者も多く電子委任状の作成関与が難しいことを考えると、本方式は有用である。

## （３）共同受任や復代理人について

行政手続を行政書士等の士業が受任する場合、共同受任や復代理人選任により業務を行うことも多いので、これらについての対応も検討いただきたい。